

聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第16号

聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則

(聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第1条 聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年聖籠町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

(聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 聖籠町職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(平成27年聖籠町規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「26,000円」を「3万円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。